

会津若松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、その結果を別紙のとおり報告したので、同条第9項の規定により公表する。

平成26年3月31日

会津若松市監査委員	松川 和夫
会津若松市監査委員	近藤 信行

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 建設部（都市計画課、花と緑の課、区画整理課、下水道課、道路維持課、道路建設課、建築課）
- 2 監査の期間 平成 25 年 12 月 2 日～平成 26 年 3 月 31 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 26 年 2 月 5 日（水）
備品調査日 平成 26 年 2 月 5 日（水）
対面監査日 平成 26 年 2 月 19 日（水）
- 4 監査の範囲 平成 25 年度（4 月～11 月の事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事務の概要、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正に事務処理がなされていたが、次のとおり指導事項が認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(1)指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○ 大塚山墓園及び市営墓地における無縁墓地の適正管理について【花と緑の課】

(改善すべき事項)

・ 使用権が消滅した無縁墓地の解消(改葬及び墓碑等の移転の実施)

本市の公営墓地は、墓地の「永代使用」の許可をしているが、一方では墓地の適正な維持管理と墓地利用者間の公平性の観点から、使用権の消滅を明確にしている。

すなわち、条例において、「使用者が死亡し、又は所在不明になって7年を経過し、親族又は縁故者で祭しを主宰する者がいないときは、使用権は消滅する。」とし、さらに「市長は、前条の規定によりその使用権が消滅したときは、一定の場所に改葬し、墓碑等を移転することができる。」と規定し、いわゆる無縁墓となった墓地の権利関係とその後の取扱ルールを定めている。

今般、縁故者等がおらず未承継の墓地の状況を確認したところ、使用権が消滅したにもかかわらず、焼骨及び墓碑等を一定期間保管する場所の確保が困難であることを理由に、条例に基づく無縁改葬は行っていないとのことであった。

今後、無縁墓地は増加する傾向にあり、このまま無縁墓地の放置状態が長期にわたることは、墓地管理上からも適切とはいえない。さらに、市民の高い墓地需要に応えるためにも、墓地の再生や循環に更なる配慮が必要と考える。

無縁墓地とならぬよう利用者への啓もうや事前相談などの工夫とともに、止むを得ず使用権が消滅した墓地については、当該条例の規定に基づく無縁改葬等の実現を墓地行政上の今日的課題として受け止められたい。